

## 豊中市市章の使用に関する要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、豊中市市章規則（昭和38年豊中市規則第6号）に定める豊中市市章（以下「市章」という。）の使用に関し、必要な事項を定めるものとする。

### (使用承認の申込み等)

第2条 市章を使用しようとする者は、市章使用申込書（様式第1号）を市長に提出し、承認を受けなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、当該承認を要しない。

- (1) 市が主催する行事及び事業に関し使用する場合
- (2) その他、承認の手続きを必要としないと市長が認める場合

### (使用承認の基準)

第3条 市長は、前条第1項の規定による申込書の提出があったときは、その内容を審査し、当該使用が地域の活性化や市のPRに寄与すると認めるときは、使用の承認をすることができる。この場合において、市長は必要があると認める場合には、市章の使用方法その他について、条件を付すことができる。

2 市長は、市章の使用内容等が次の各号のいずれかに該当するときは、使用承認は行わないものとする。

- (1) 市の信用又は品位を傷つけ、又はその恐れがある場合
- (2) 法令及び公序良俗に反し、又はその恐れがある場合
- (3) 特定の政治、思想、宗教を支援し、又は支援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (4) 特定の個人又は団体を後援しているような誤解を与える恐れがある場合
- (5) 市の事業又は市が認めた関連事業を推進する上で支障となる恐れがある場合
- (6) 第5条各号に規定する事項を遵守しない恐れがある場合
- (7) その他市長が使用について不適当であると認める場合

### (使用の承認・不承認)

第4条 市長は、第2条第1項に規定する申込みの結果について、豊中市市章使用承認・不承認通知書（様式第2号）により申込者に通知するものとする。

### (使用者の遵守事項)

第5条 使用の承認を受けた者（以下「使用者」という。）は、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 使用の承認を受けた内容のみに使用すること
- (2) 使用者は、これを譲渡し、または転貸しないこと
- (3) 使用承認を受けて製作した物品等の形状等が確認できる写真等を市長に提出すること

(承認の取消し)

第6条 市長は、使用者が次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、使用の承認を取り消すことができる。

- (1) 使用者がこの要綱に違反していると認められる場合
- (2) 偽りその他不正の手段により使用の承認を受けたことが判明した場合。
- (3) 使用者が第3条第1項に規定する条件に違反したと認められる場合。
- (4) 第3条第2項各号のいずれかに該当するに至った場合。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が不適当と認める場合。

2 市長は、前項の規定により使用の承認を取り消したときは、使用者に対しその理由を通知するものとする。

3 第1項の規定により使用の承認を取り消された者は、当該使用の承認に係る物品等を使用してはならない。

4 市長は、使用の承認を取り消されたことにより生じた損害について、一切の責任を負わないものとする。

(使用の非独占性等)

第7条 この要綱による使用の承認は、使用者が自己の商標や意匠とするなど、独占して市章を使用する権利を付与し、かつ商品、利用者等について、市の推奨を行うものではない。

(責任の制限)

第8条 市長は、使用者が第三者に対して損害又は損失を与えた場合において、損害賠償、損失補償その他法律上の責任を一切負わない。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成30年3月1日から施行する。

この要綱は、平成31年5月1日から施行する。

この要綱は、令和3年1月1日から施行する。

様式第1号

## 豊中市市章使用申込書

年　月　日

豊中市長　　宛

申込者　　住　所　〒

氏　名

連絡先（電話番号）

（メールアドレス・FAX番号）

下記のとおり、豊中市の市章を使用したいので、関係書類を添えて申し込みます。

記

所　　在　　地		
名　　称		
代　表　者　名		
使用目的及び使用内容		
使　用　期　間	から	まで
そ　の　他		

<添付書類>

事業実施概要、使用形態及び形状を記載した書類、団体の会則、役員名簿及び活動実績等  
必要額分の切手を貼った返信用封筒

(※使用承認等の通知書の受領を書面にて郵送希望される場合のみ)

(行政総務課使用欄)

受付日

受付担当者



様式第2号

豊総総第 号

令和 年(年)月 日

様

豊中市長

## 豊中市市章使用承認・不承認決定通知書

令和 年(20 年) 月 日付で行われた豊中市市章使用申込みについては、下記のとおり、決定しましたので通知します。

記

### 1. 承認する

使用目的及び使用内容	
使 用 期 間	から まで
使 用 条 件	

### 2. 不承認とする

理 由	
-----	--